

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

手頃な掛金、頼れるサービス!!

・見積もりキャンペーン実施のご案内・

キャンペーン期間：2015年8月1日～2015年10月31日

キャンペーン内容：上記期間中に「じちろうマイカー共済」の見積もりを依頼された組合員に粗品をプレゼントします。



ここがおすすめ4つのポイント

- POINT 1** 長期間、無事故の優良ドライバーに有利!
最大22等級・64%割引 ※原付自転車を除きます。
- POINT 2** 職域掛金・10%の団体割引適用!
掛金負担を軽減
- POINT 3** 安心が広がる!掛金ももっとおトクになる!
さまざまな特約・割引をご用意
- POINT 4** 休日・夜間を問わず、
24時間365日 安心のサポート体制

ベースは「標準型」

組合員とその家族に手頃な掛金で安心を提供する「じちろうマイカー共済」の基本補償が「標準型」。この「標準型」をベースにさまざまな特約や割引、車両損害補償などを組み合わせ、よりニーズにあった補償にできます。掛金は車種や運転者の年齢などの契約条件によって異なります。

四輪自動車の「標準型(基本補償)」

対人・対物賠償	→	無制限
無共済車傷害	→	
人身傷害補償	→	5,000万
弁護士費用等補償特約 (賠償対応補償付)	→	あり

※搭乗者傷害特約は任意で付帯することができます。

現在の無事故等級をそのまま引き継ぎできます!

現在ご加入の保険(共済)の適用等級や過去履歴等によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

見積もり
受付中!!

裏面の見積依頼書と車検証のコピー、自賠責保険証明書のコピー、現在の保険証券(共済証書)のコピーを所属の組合を通じて三重県支部へ送付してください。

じちろうマイカー共済は2016年2月より制度改定を予定しています。ここでは改定前の制度をご案内しています。

職域掛金・団体割引を適用しています。この機会にぜひお見積もりを!

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済本部 三重県支部

全日本自治体労働者共済生活協同組合三重県支部

〒514-8588 津市栄町 2-361
TEL 059-272-4550

新しく組合員になれる方へ(出資金について)
全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)と自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)は、消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合連合会と同連合会に統合参加する生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になれる方は出資金100円をお支払いいただき自治労共済生協の組合員となつていただくことにより、各都道府県支部と組合(またはこれに準ずる団体)の取り扱いにあわせて、全労済と自治労共済生協の各種共済を利用することができます。

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりした組合員の皆さまの情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、恩恵を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心と誇りある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

じちろうマイカー共済見積依頼書

① 必ず記入してください。 ■ ご契約者(組合員)、主たる被共済者の情報をご記入ください。

効力開始日 2015年 月 日

組合名 (支部名)				組合員名		カナ 漢字
県コード	組合コード	支部コード	職員コード	生協組合員番号		
25						
ご契約者(組合員)				主たる被共済者		
現住所	おなまえ(車検証等上の所有者)					
カナ 〒	カナ 漢字					
生年月日	平成□ 昭和□ 大正□ 西暦□	性	男□ 女□	連絡先電話番号 (自宅または勤務先)	生年月日	平成□ 昭和□ 大正□ 西暦□
年 月 日	年 月 日	別	別	年 月 日	年 月 日	ご契約者との続柄 <input type="checkbox"/> 契約者本人 <input type="checkbox"/> 契約者の配偶者 <input type="checkbox"/> 契約者の同居の親族 <input type="checkbox"/> 契約者の配偶者の同居の親族
保険会社名 (共済組合名)	現在ご加入の自動車保険(共済)があればご記入ください。		保険満期日 (共済満期日)	現在の等級	掛金の支払方法	等級 等級 等級 月払 年払

※車検証記載の「燃料の種類」が「電気」である自動車は①乗用車(1.50ℓ以下)を適用します。 ※普通貨物車の車両損害補償は最大積載量0.5トン以下に限りです。
 ※このアンケートに記載いただいた個人情報は、掛金見積もりを行うために活用するほか、全労済の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

② 該当する、または希望される特約・割引の□に✓を入れてください。

運転者年齢条件 運転者の年齢で、掛金を割引します。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 35歳以上	子供特約 お子さま専用の年齢条件を設定できます。 <input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 30歳以上	<input type="checkbox"/> 運転者家族限定特約5%割引 お車を運転される方をご家族に限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> ABS装着車割引5%割引 アンチロックブレーキシステム(ABS)装着車の場合に、基本補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> ハイブリッド車割引7%割引 お車が全労済指定の低公害自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス自動車)である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。
<input type="checkbox"/> 福祉車両割引7%割引 お車が福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> 盗難防止装置装備車割引5%割引 全労済が定める盗難防止装置を装備している場合は、車両損害補償の掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> 複数契約割引3%割引 すでにマイカー共済のご契約がある場合に、契約者が同一となる時に、新規契約の共済掛金を割引します。	<input type="checkbox"/> セカンドカー割引 2台目以降は16%割引 1台目(損保も可)の無事故割等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級(16%割引)が適用されます。	<input type="checkbox"/> 新車割引 普通・小型乗用車9%割引 軽四輪乗用車3%割引 新契約の効力開始日がご契約車両(被共済自動車[普通・小型乗用車、軽四輪乗用車])の初度登録(検査)年月の翌月から26ヶ月以内の車両を対象とします。

③ 標準型でのお見積もりとなります。特約をご希望の方は□に✓を入れてください。

ご自身の補償 基本補償 相手方への賠償	人身傷害補償 契約車両に搭乗中の方が自動車事故で死傷したとき 最高 5,000万円 (被共済者1名につき)	<input type="checkbox"/> 自転車賠償責任補償特約 自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を被ったときに1事故につき最高5,000万円まで補償します(対人・対物合計)。 月払掛金 90円 年払掛金 1,040円 ●示談交渉サービス付き ●ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。 ※原付自転車は対象になりません。
	無共済車傷害 無共済(保険)車との事故で死亡または後遺傷がいを負い、十分な補償がされないとき 無制限 (被共済者1名につき)	<input type="checkbox"/> マイバイク特約 ※補償型を1つお選びください。 <input type="checkbox"/> 標準補償型 <input type="checkbox"/> 補償充実①型 <input type="checkbox"/> 補償充実②型 月払 320円 月払 770円 月払 1,120円 年払 3,600円 年払 8,850円 年払 12,790円 「原付自転車(総排気量125cc以下または定格出力が1kw以下)」を対象とし、ご家族全員の原付自転車事故を補償します。
	対人賠償 他人を死傷させたとき 無制限 (被害者1名につき)	<input type="checkbox"/> 交通事故危険補償特約
	対物賠償 (自己負担額なし) 他人のものをこわしたとき 無制限 (1事故につき)	<input type="checkbox"/> 人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 2台目以降の契約に付帯する場合、人身傷害補償掛金を割引
弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)は標準型に付帯されています。 全力であなたを守ります！ 自治体職員が交通事故などで起訴され、「禁錮」以上の刑に処せられた場合、特別な条件がない限り、「失職」します。失職すると職を失うだけでなく、退職金や共済年金の支給にも影響が出ます。だから、「じちろうマイカー共済」では、自治体職員の失職を防ぐための制度として、「弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)」を設け、起訴される前から担当者、顧問弁護士が協力し、全力であなたを守ります。刑事裁判の弁護士費用はもちろん、起訴される前に要した弁護士費用をお支払いします。 また、相手方に対して法律上の損害賠償請求をする場合や相手方との交渉を依頼したときなどの費用も補償の対象となります。		<input type="checkbox"/> 搭乗者傷害特約 家族限定補償型 搭乗者傷害特約を選択した場合のみ選択可
☆ご希望の項目に✓印をご記入ください。 車両損害補償の「おすすめ安心タイプ」は、「一般補償+付随諸費用補償」！ ◆いずれかに✓印をご記入ください(キャンピング車の車両損害補償はありません)。 <input type="checkbox"/> 「おすすめ安心タイプ」 <input type="checkbox"/> 一般補償のみ <input type="checkbox"/> エコノミーワイド+付随諸費用補償 <input type="checkbox"/> エコノミーワイドのみ <input type="checkbox"/> エコノミー+付随諸費用補償 <input type="checkbox"/> エコノミーのみ ※いずれの項目にも✓印がない場合は、「車両損害補償なし」とさせていただきます。	マイカー共済ロードサービス付き 24時間365日受付 ※サービスのご利用には一部制限があります。	

※このチラシは、じちろうマイカー共済の概要を説明したものです。ご契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。